

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-005-03 改 1
2021 年 6 月 4 日

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

第 1 回設工認申請書
汚染の拡大防止の基本設計方針について

令和 3 年 6 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

目次

1. はじめに	1
2. <u>汚染の拡大防止について</u>	1
3. <u>別紙</u>	1

別紙 添付 14 汚染の拡大防止に関する説明書（補正案）

別紙の内容を分割第1回設工認申請書の汚染の拡大防止に関する説明書として添付し申請書を補正する。

1. はじめに

本資料は、リサイクル燃料備蓄センター（以下「施設」という。）の第1回設工認申請書について、技術基準規則の条文に基づき施設共通として記載した汚染の拡大防止の基本設計方針について説明するものである。

2. 汚染の拡大防止について

汚染の拡大防止に関する説明書については別紙の通りとする。

3. 別紙

- ・ 添付 14 汚染の拡大防止に関する説明書（補正案）

以 上

添付 14 汚染の拡大防止に関する説明書

目次

1. 概要	1
2. 設備の設計方針	1
3. 汚染発生時の対応方針	1

1. 概要

本資料は、使用済燃料貯蔵施設の汚染の拡大防止設計が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 11 条（閉じ込めの機能）及び第 20 条（使用済み燃料によって汚染されたものによる汚染の防止）に適合することを説明するものである。

2. 設備の設計方針

(1) 使用済燃料貯蔵建屋（受入れ区域）

受入れ区域の床，壁の一部（床面から 1.6m の範囲）及び扉は，不燃性のエポキシ樹脂系塗料を使用する設計とする。

(2) 廃棄物貯蔵室

廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し，受入れ区域の独立した区画に設け，放射性廃棄物をドラム缶，ステンレス製の密封容器に入れ，保管廃棄可能な設計とする。また，漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し，廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とするとともに，床等及び腰壁は，廃水が浸透し難い材料で仕上げる設計とする。

3. 汚染発生時の対応方針

なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合は、除染に使用した水及び除染液の液体廃棄物並びにウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。

以 上